

急増する輸入貨物を巡る状況

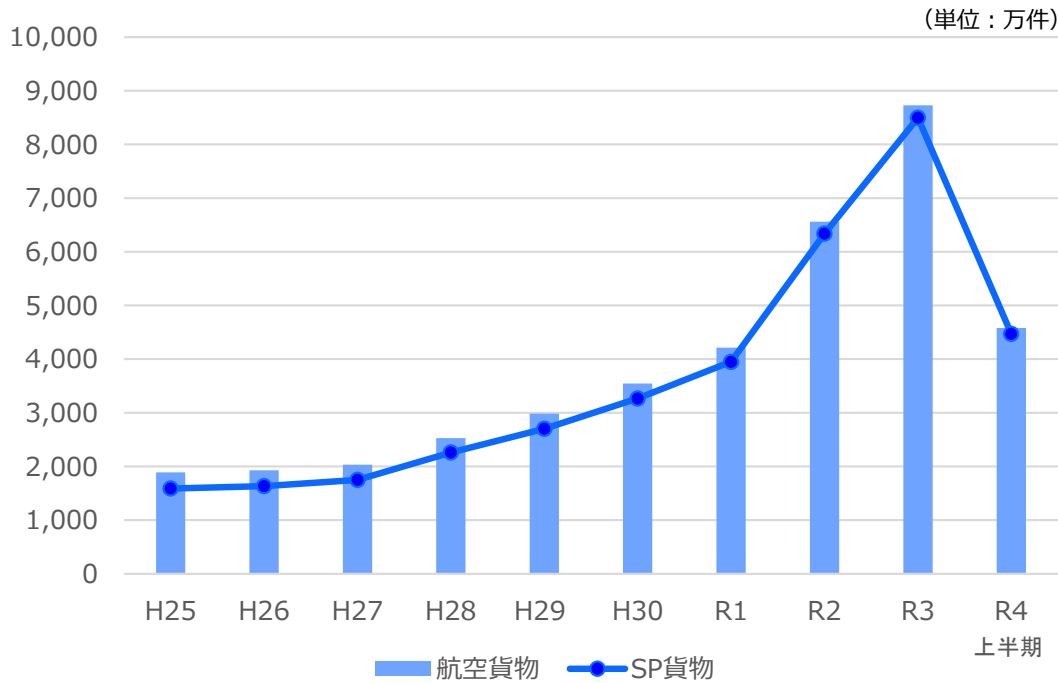
令和 4 年 1 0 月 3 1 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

目次

1. 輸入許可件数の推移	p.1
2. 通販貨物について	p.2
3. FS利用貨物（フルフィルメントサービス利用貨物）について	p.3
4. 関税定率法上の課税価格の決定方法	p.4
5. SP業者の施設内での税関検査について	p.5
6. （参考）輸入通関の流れ	p.6
7. 輸入（納税）申告項目について	p.7
8. 現在の「輸入者」の意義	p.8
9. 税関事務管理人制度の概要	p.9
10. （参考）国税の納税管理人制度の概要	p.10
11. 米国・韓国における事業者との協力・連携	p.11
12. 米国におけるEコマース・パイロットの概要	p.12
13. アマゾンジャパン合同会社との覚書	p.13
14. WCO（世界税関機構）におけるEコマースへの対応	p.14
15. （参考）税関の組織及び事務	p.15
16. （参考）税関における主な先端技術の導入・検証事例	p.16
17. （参考）輸入貨物（SP貨物）への課税に関連する現行制度	p.17
18. 事例1 SP貨物（航空貨物）から不正薬物・知的財産侵害物品を摘発した事例	p.18
19. 事例2 取引の詳細を把握していない者による輸入	p.19
20. 事例3 非居住者によるなりすまし	p.20
21. 事例4 税関事務管理人制度が適切に機能しない事例	p.21

輸入許可件数の推移

航空貨物の輸入許可件数



海上貨物の輸入許可件数

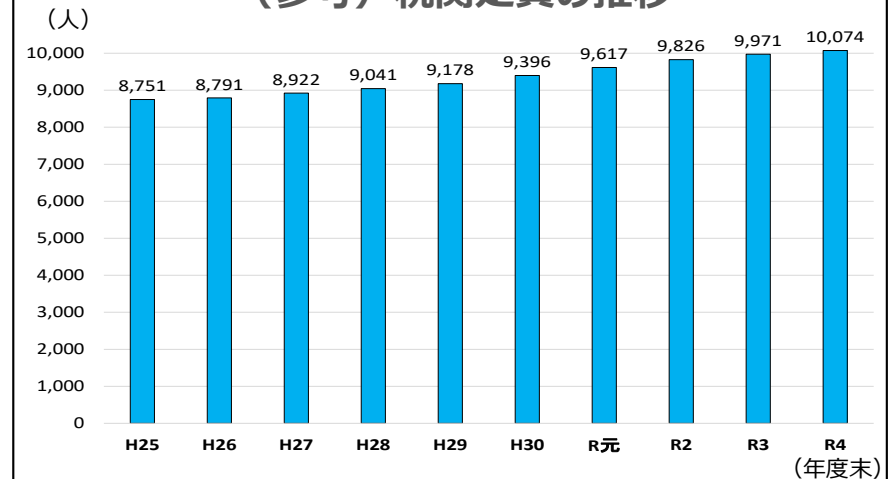


○ 航空貨物（SP貨物）の増加傾向は コロナ禍前から始まっており、越境ECの拡大に伴う通販貨物の増加が要因。

○ 海上貨物の急増分は近隣アジア諸国からの通販貨物の増加が要因。

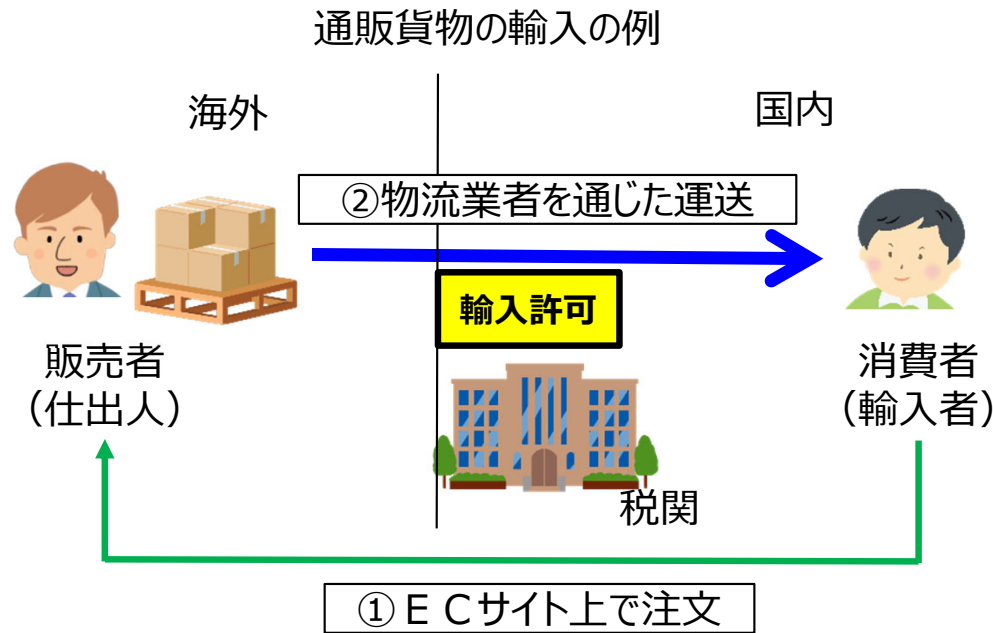
SP貨物：航空貨物のうち、輸出者（荷送人）との運送契約において輸入者（荷受人）への配送まで（税関での手続等の代行を含む。）一貫輸送を行うサービスを提供している業者が取り扱っている小口急送貨物。

(参考) 税関定員の推移



通販貨物について

- 輸入が急増している「通販貨物」は、通信販売に係る売買契約に基づき、海外の販売者を仕出人とし、国内の消費者（多くの場合は個人）を輸入者として輸入されるもの。
- 航空便を利用したSP業者（SP貨物を取り扱う通関業者）による一貫輸送により配送されるSP貨物であることが多いが、最近は海上貨物として輸入されることもある。



通販貨物 (B to C)	消費者 (輸入者) に直送される貨物	
FS利用貨物 (B to B to C)	フルフィルメントサービス利用を予定した貨物	
その他	(B to B)	通常の輸入取引により輸入される貨物
	(C to C)	個人から個人に向けて配送される貨物

(参考) 現行の関税定率法施行令において「通信販売」を規定している例

(個人的な使用に供する物品に係る販売方法)

第五十五条の二 法第二十条第一項第二号（個人的な使用に供する物品の再輸出の場合の戻し税）に規定する政令で定める販売の方法は、**通信販売（不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。）**の方法とする。

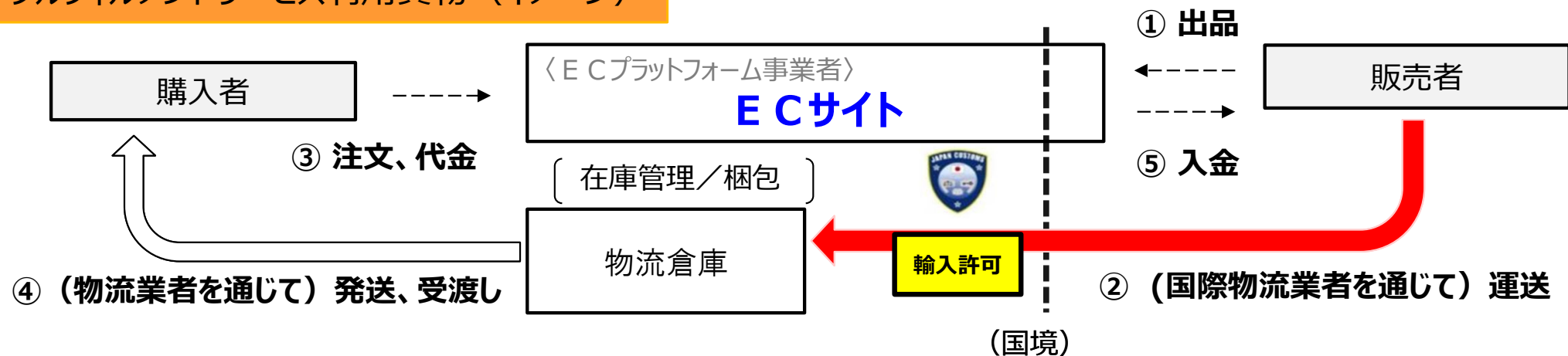
FS利用貨物（フルフィルメントサービス利用貨物）について

- フルフィルメントサービス（Fulfillment Service: FS）とは、電子商取引（EC）において、購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービスのこと。
- 販売者のメリットの一つとして、物流コスト削減が挙げられる。

⇒ クロスボーダーで利用される際に通関上留意すべき点

- ・ ECサイトで売買が成立する前に貨物が輸入されることになるため、輸入時には取引価格が存在しない。
- ・ 輸入は、購入者ではなく、販売者によって行われ、申告上の輸入者は販売者又は販売者から依頼を受けた者となる。

フルフィルメントサービス利用貨物（イメージ）



関税定率法上の課税価格の決定方法

(1) 輸入貨物の取引価格に基づく課税価格の決定 【第4条第1項】



(2) 同種又は類似の輸入貨物に係る取引価格による課税価格の決定 【第4条の2】



(3) 国内販売価格に基づく課税価格の決定 【第4条の3第1項】



(4) 製造原価に基づく課税価格の決定 【第4条の3第2項】 (注)



(5) 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定 【第4条の4】

(1)~(4)の方法で必要な要件を満たさない事項について、合理的な調整を加えて(1)~(4)の方法等で課税価格を決定

(注) 製造原価を確認できる場合で、輸入者が要請するときは、(3)に先立ち(4)により決定。

SP業者の施設内での税関検査について

輸出入申告件数が著しく多い一部のSP業者に対し、輸入貨物に係る事前情報の提供を前提に、SP業者の施設内での税関検査を実施している。

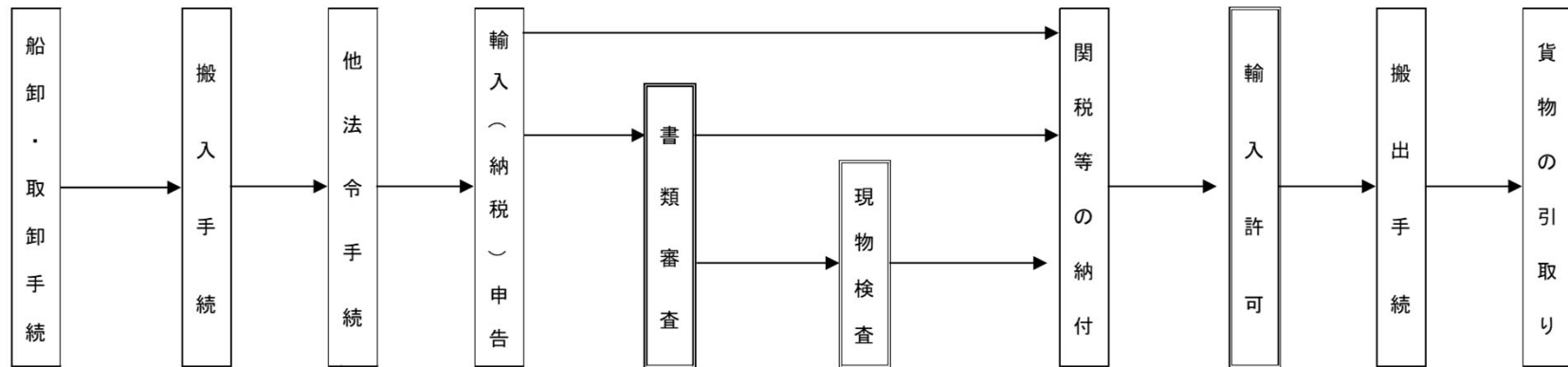
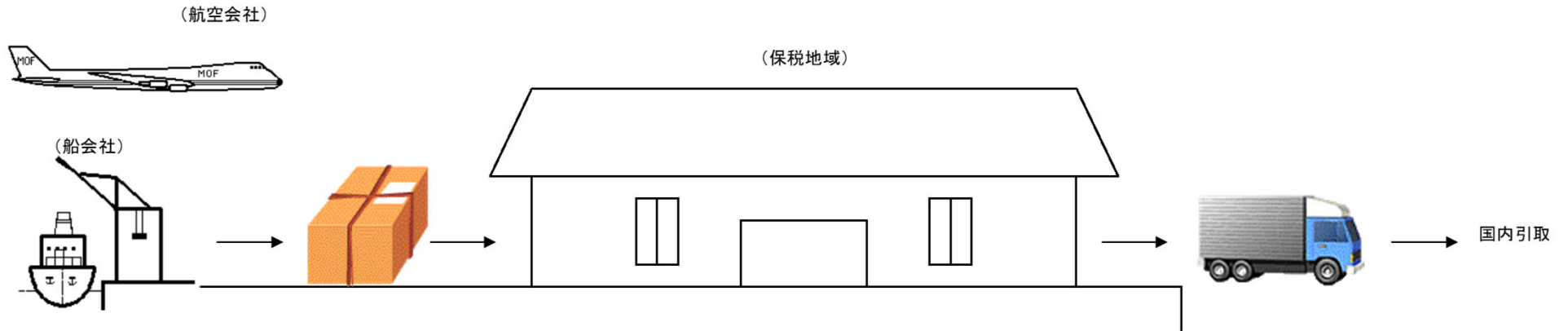
【税関職員を保稅蔵置場に派遣して行う検査及び貨物確認について】（通達）

1. 特例検査又は特例貨物確認を認める要件

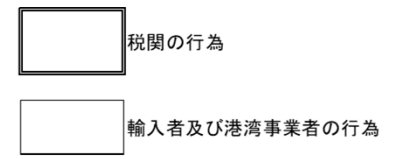
特例検査又は特例貨物確認は、次に掲げる全ての要件に適合する場合に認めるものとする。

- ① 特例検査又は特例貨物確認を求めようとする者（以下「申出者」という。）がAEO通関業者（法第79条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であり、かつ、AEO倉庫業者（法第50条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）であること
- ② 申出者の保有する一の保稅蔵置場に置かれている貨物について、申出者が行う輸出入申告の件数が著しく多く、当該輸出入申告に係る貨物について日々多数の検査又は貨物確認が継続的に行われ、又は行われる見込みがあること等を勘案して、特例検査又は特例貨物確認を行うことが税関及び申出者双方にとって合理的と認められること
- ③ 税関の要請に応じ、申出者が輸出申告をし、又は輸入申告をしようとする貨物に関する情報を輸出申告又は輸入申告前に税関に提供することができること
- ④ 特例検査又は特例貨物確認を実施するに当たり、必要な場所、施設、備品等の一時使用の便宜を供与することができること

(参考) 輸入通関の流れ



- 他法令の例**
- ・医薬品医療機器等法…医薬品、医療用器具、指定薬物等 (厚生労働省)
 - ・食品衛生法…食品、添加物、器具、容器等 (厚生労働省)
 - ・植物防疫法…野菜、果実等 (農林水産省)
 - ・家畜伝染病予防法…生きた動物、肉等 (農林水産省)



輸入（納税）申告項目について

- **貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。**申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする際は、併せて、**関税の納付に関する申告**をしなければならない。
【関税法第7条及び第67条】

- 輸入（納税）申告において申告すべき事項は、以下のとおり。

【関税法施行令第4条、第59条及び第59条の2】

- ・ 貨物の**品名、数量及び価格**
- ・ 貨物の**適用税率**、所属区分（**HSコード**）**及び納税額**
- ・ 貨物の**原産地及び積出地**、**仕出人の名称及び居所**
- ・ 貨物を積んでいた**船舶又は航空機の名称**
- ・ 貨物の**蔵置場所** 等

【参考】

- NACCSによる輸入（納税）申告に当たっては、上記の法定記載事項に加え、以下の項目欄が設けられている。
 - ・ 輸入者の住所及び氏名、通関業者の住所及び氏名、
輸入者の識別符号（個人又は法人）、申告貨物識別（例えばSP貨物）、税関事務管理人名、
原産地証明書識別

現在の「輸入者」の意義

「輸入者」とは、通常の輸入取引により輸入される貨物については、原則としてインボイス（インボイスがない場合にはB/L等）に記載されている荷受人のことをいう。

【関税法基本通達】

（納税義務者に関する用語の意義）

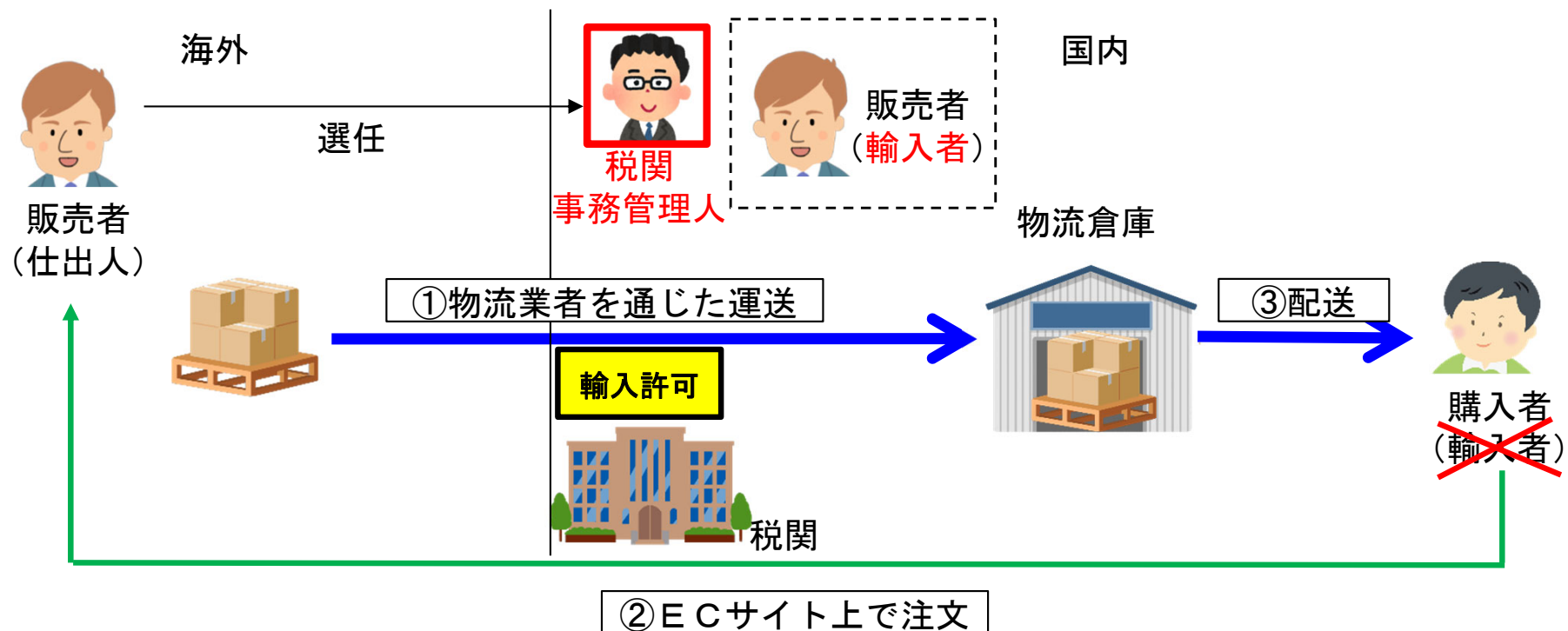
6-1 法第6条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。

- (1) **「貨物を輸入する者」とは、通常の輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人**（輸入申告者の資格が限定されている場合（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第7条第2項、第16条の2第2項、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の5第2項等）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。））をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者**をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）**。

- (2) （省略）

税関事務管理人制度の概要

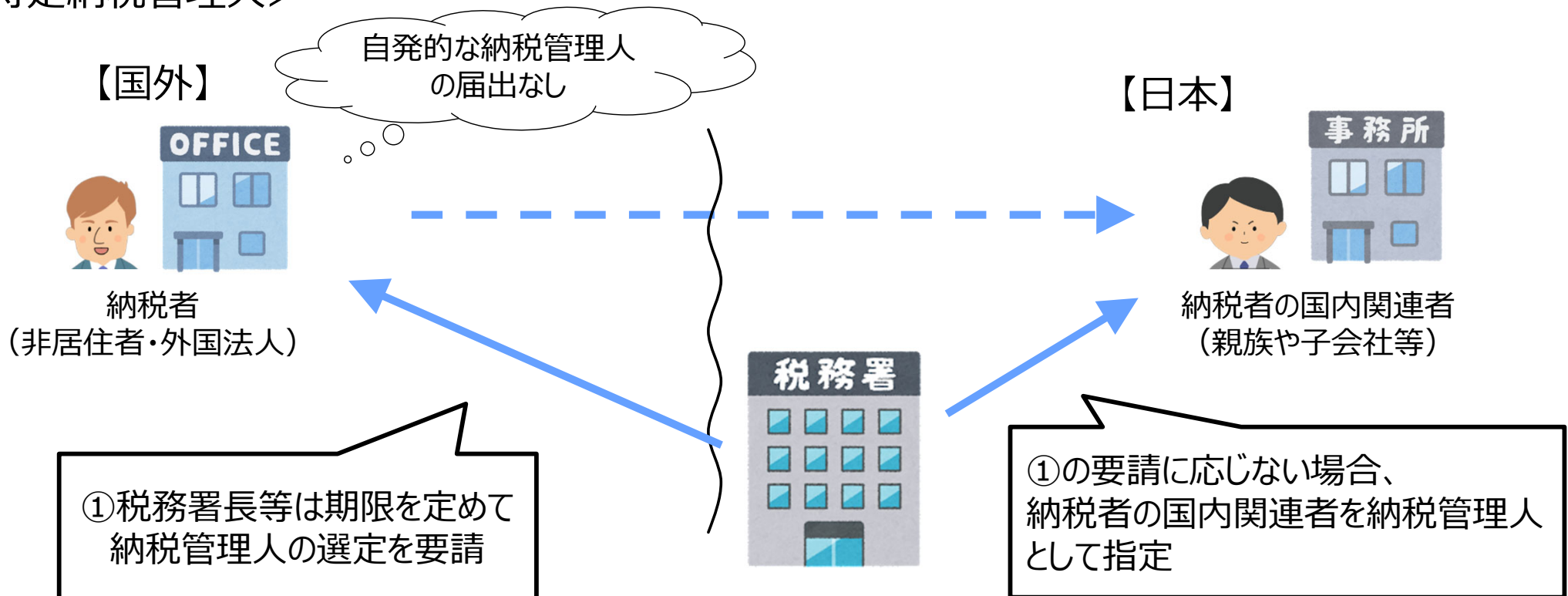
- 非居住者が、輸入申告等の税関関係手続や税関からの通知の受領等の事務を処理する必要があるときは、これら処理させるため、国内に所在する者を税関事務管理人として定めなければならない。（平成15年に導入）
【関税法第95条】
- 税関事務管理人を定めたときは、税関長への届出が必要。通関業者や非居住者の関連者を定めることが多い。
【関税法施行令第84条】
届出項目：税関事務管理人の住所（居所）及び氏名（名称）、税関事務管理人を定めた理由
届出数：約2,900件、税関事務管理人：約500者（令和4年9月時点）
- 海外の販売者（非居住者）が自ら輸入者となって貨物を輸入し、国内の物流倉庫へ納入後にECサイト上で販売する場合、本来、関税法上、非居住者は税関事務管理人を選任する必要。



(参考) 国税の納税管理人制度の概要

- 非居住者が、納税申告等の国税関係手続や税務署からの通知の受領等の事務を処理する必要があるときは、これら処理させるため、国内に所在する者を納税管理人として定めなければならない。
- 納税管理人を定めたときは、税務署長等への届出が必要。
- 非居住者から自発的に納税管理人の届出がない場合で、税務署長等が非居住者に対して納税管理人の選定・届出を要請しても応じないときは、税務署長等が国内便宜者を納税管理人（特定納税管理人）として指定することが可能。（令和4年に導入）

<特定納税管理人>



米国

- 2019年7月より、デミニミス対象貨物について、EC事業者や輸送事業者をはじめとした参加企業から追加情報を入手するためのパイロットを開始。
- 米国税関は、参加企業よりデータ提供される追加情報の活用によりリスク分析が改善し、参加企業側も迅速通関のメリットを享受。

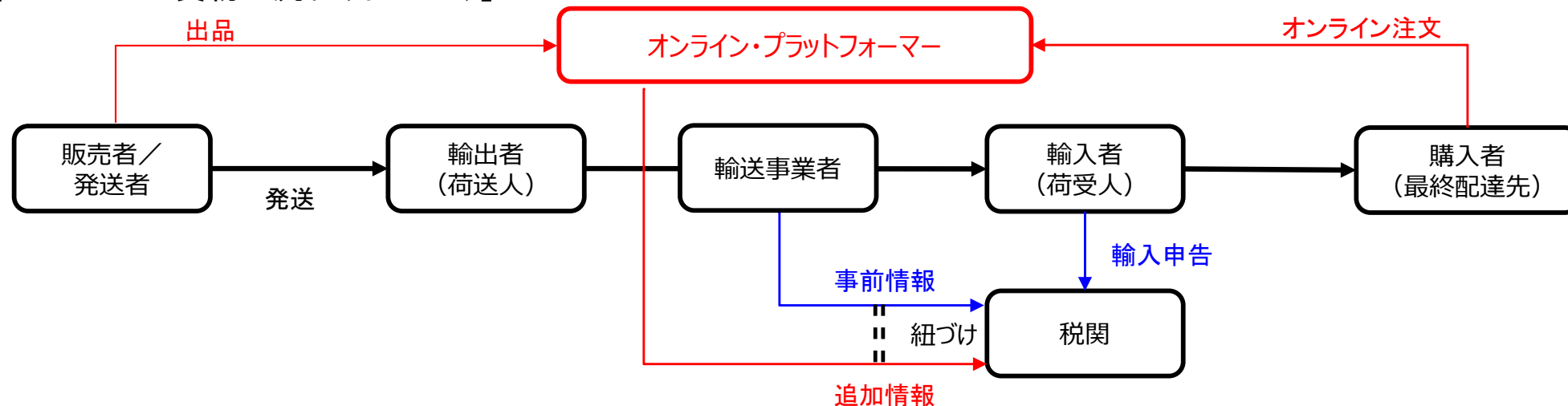
韓国

- EC事業者から商品情報等の提供を受けることができるよう、2021年に関税庁と大手ECプラットフォームであるNAVER（最大手検索サイト）、クーポン及び11番街（いずれも大手通販サイト）との間で、それぞれMOUが締結され、情報提供に向けた協議が進められているところ。

米国におけるEコマース・パイロットの概要

✓ 米国税関(CBP)は2019年7月より、デミニミス対象貨物について、参加企業から追加情報を入手するパイロット開始。

【Eコマースの貨物の流れ(イメージ)】



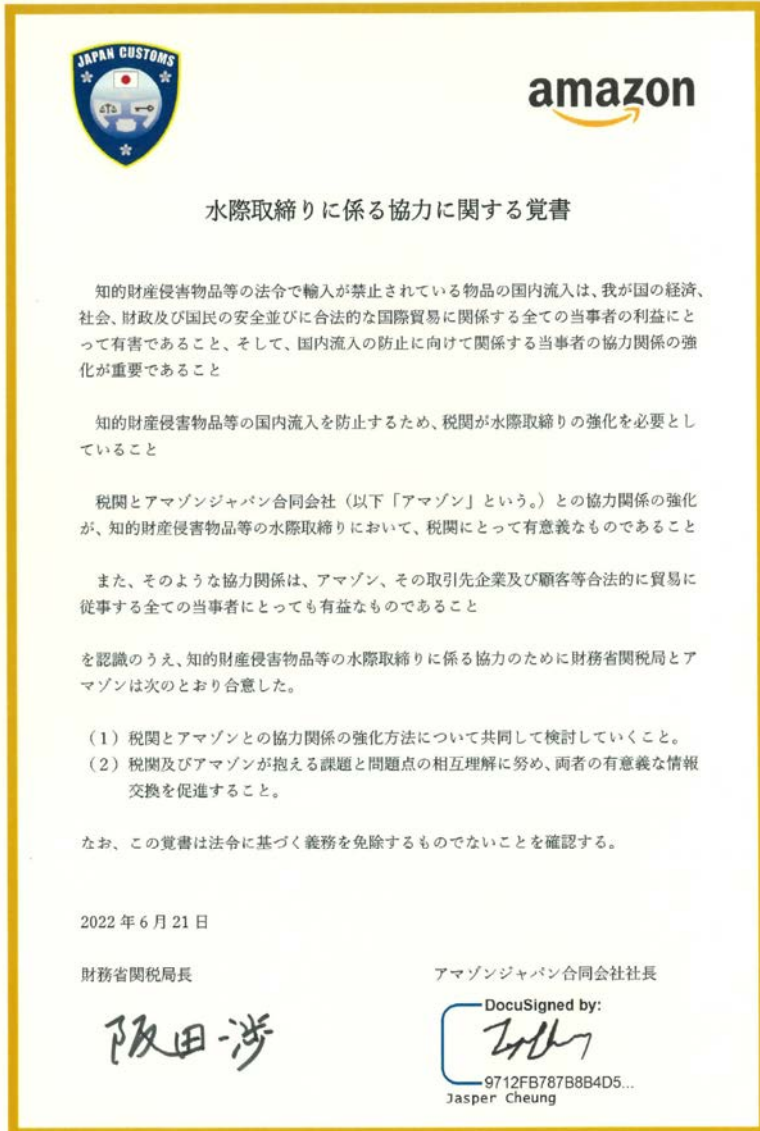
パイロット参加企業(9社)		オンライン・プラットフォームからの追加情報項目	
オンライン・プラットフォーム	Amazon, eBay, Zulily	貨物の発送元	販売者・発送者の情報(名称・住所・電話番号・ID)
キャリア(輸送事業者)	FedEx, DHL, UPS	貨物の内容	オンライン上の商品説明、画像、商品リストのリンク
ロジスティクス	XB Fulfillment, BoxC Logistics	貨物の発送先	購入者・最終配達先の情報(名称・住所・電話番号)
テクノロジー	PreClear(画像認識技術開発企業)		

- ✓ 参加企業の参加は任意で、法的制約はなし。
- ✓ オンライン・プラットフォームより追加情報を入手し、輸送事業者からの事前情報と照合して、リスクを把握。
- ✓ 米国税関は、追加情報の使用により、リスク分析が改善できたと評価。
(例:「ギフト」と申告されていた貨物について、商品説明、画像、商品リストのリンク等が提供され、リスク判定が可能になった。)
- ✓ 情報を提供するプラットフォーム側も、通関時間の大幅な短縮等のメリットを確認。

アマゾンジャパン合同会社との覚書

「水際取締りに係る協力に関する覚書」（2022年6月21日締結）

DocuSign Envelope ID: 20A4BE80-7A8D-42B0-9BC3-3F281B021800



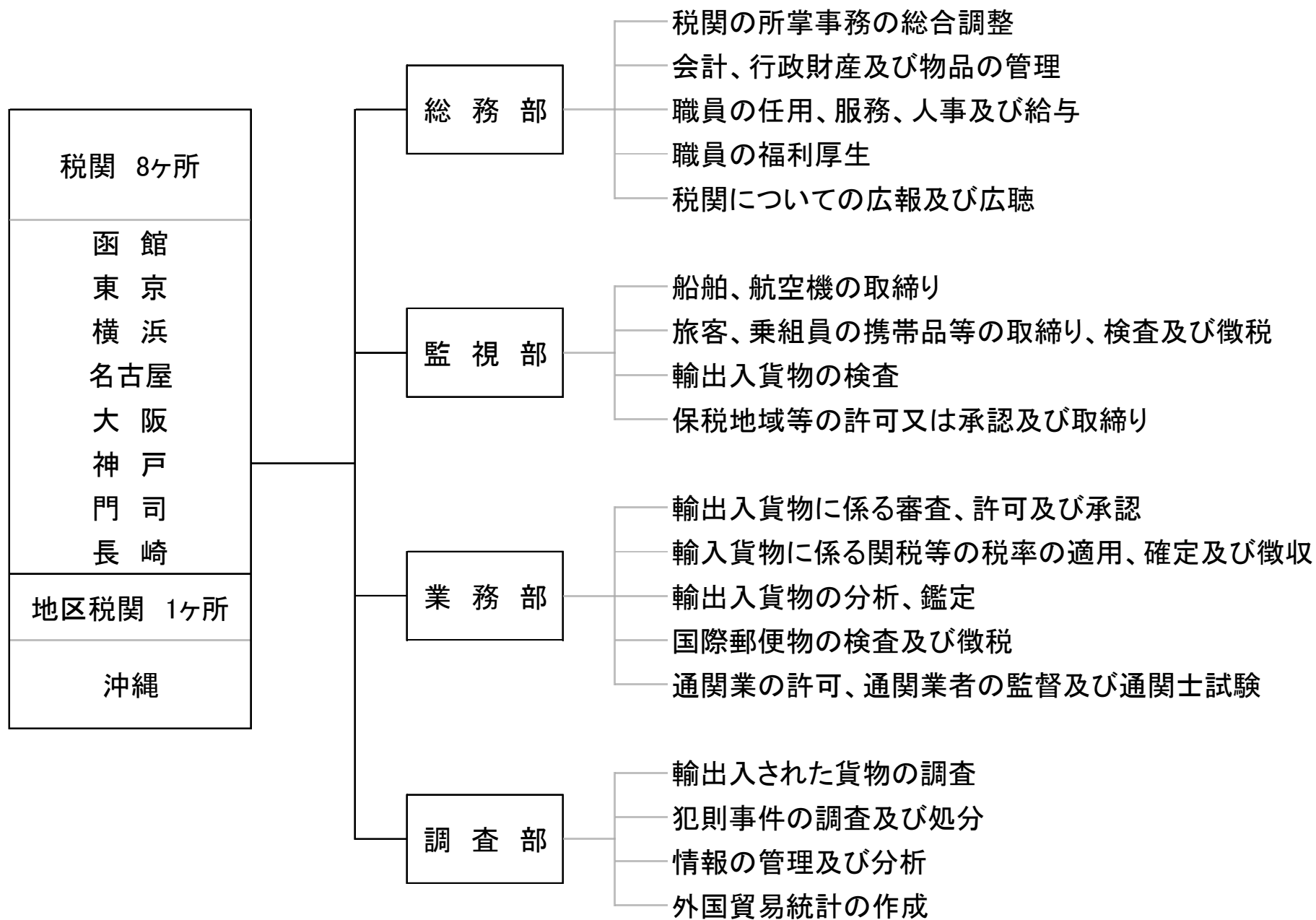
当該覚書において、知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力のため、財務省関税局長とアマゾンは次のとおり合意。

- ① 税関とアマゾンとの協力関係の強化方法について共同して検討していくこと
- ② 税関及びアマゾンが抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること

WCO（世界税関機構）におけるEコマースへの対応

- 急増するEコマースへの対応のため、税関における課題やその解決策などにつき、2016年6月に作業部会を設置し、円滑化及び取締りの両面から検討。
- 2017年12月には、Eコマースに対する税関の取組の8つの原則を掲げた、ルクソール決議を採択。
 - ①事前電子情報及びリスク分析、②円滑化及び簡素化、③安全及びセキュリティ、④歳入徴収、⑤測定及び分析、⑥パートナーシップ、⑦意識向上、アウトリーチ、キャパビル、⑧法的枠組
- 2018年6月の総会において、Eコマース基準の枠組みとして、税関が取り組むべき基準（事前電子情報のための法的枠組み、民間との協力等）を採択し、以降、継続的に見直しを実施。
- 税関に共有される情報の拡充に向け、Eコマース・プラットフォームを含む民間ステークホルダーを交えて、協力の在り方について議論。

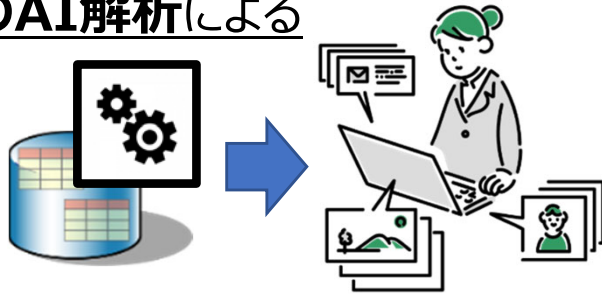
(参考) 税関の組織及び事務



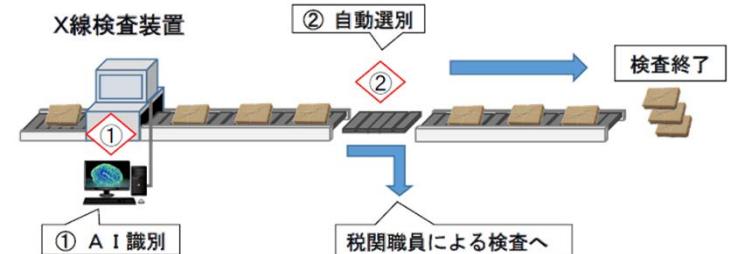
(参考) 税関における主な先端技術の導入・検証事例

税関業務の高度化、効率化のため、AI等の先端技術の更なる活用に向けた試行・検証を積極的に推進し、活用に資すると判断したものから随時導入。

① ビッグデータのAI解析による業務支援



② AI-X線検査装置による郵便物のリスク判定



③ 税関検査場電子申告ゲート (Eゲート)



④ RPAによる定型的・反復的な業務の自動化

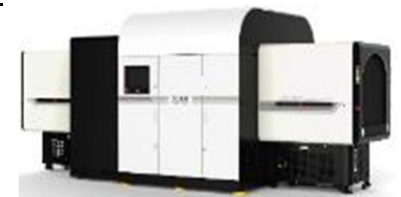
※RPA (Robotic Process Automation)



⑤ スマートグラスを活用した検査・貨物確認の効率化



⑥ X線CTスキャン検査装置による貨物確認



⑦ ドローンを活用した海岸線等における効率的・効果的な監視取締り



⑧ NQR装置による覚醒剤の探知

※NQR (Nuclear Quadrupole Resonance 核四極共鳴) 装置：ラジオ波を照射し、共鳴して反射した電波を測定する装置。



(参考) 輸入貨物 (SP貨物) への課税に関連する現行制度

少額輸入貨物に対する簡易税率

- 課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物に対して、7区分 (20%、15%、10%、5%、3%、無税、アルコール飲料) の税率の適用を可能とするもの。ただし、一部の品目 (一般税率が無税の物品、米・麦、乳製品、革製品等) は適用除外。
- 国際郵便物やSP貨物の輸入急増を受けて、納税事務の簡素化・課税事務の効率化による通関の迅速化のため、平成5年度改正で導入 (平成14年度・26年度改正で見直し)。

個人使用貨物 (小売取引貨物) の課税価格決定の特例

- 携帯品や小売取引 (例えば通信販売) で購入されたと認められる貨物で輸入者の個人的な使用に供される貨物について、(卸段階において取引がされた場合の価格として) 課税価格を、「海外小売価格×0.6」により算出する特例 (いわゆる「0.6掛け」)。
- 個人使用貨物について、仮に小売取引の価格を課税価格とした場合、卸取引で行われる輸入商業貨物に比して割高となり課税の公平を失することになるので、個人的使用に供されるものに限り卸取引価格を課税価格とするもの。 ((当時珍しかった海外旅行の土産品を念頭に) 従来通達に基づいて行われたものを昭和47年政令化。昭和55年の法改正の際、政令を法制化。)

少額貨物の無条件免税 (デミニミス)

- 課税価格の合計額が1万円以下の少額輸入貨物について、関税及び消費税を免除 (酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない)。ただし、一部の品目 (米、砂糖、革製品等) は適用除外。
- なお、2016年に免税基準額を200ドルから800ドルに引き上げた米国では、近年、免税適用対象貨物の輸入が急増し、税関業務の新たな課題になっていることが指摘されている。

事例 1 SP貨物（航空貨物）から不正薬物・知的財産侵害物品を摘発した事例

海外の個人から個人宛に到着したSP貨物に隠匿された覚醒剤を摘発した事例。



海外の事業者から個人宛に到着したSP貨物内から、当該事業者が運営する通販サイトにおいて購入されたと思料される商標権侵害物品を税関において発見し、差し止めた事例。

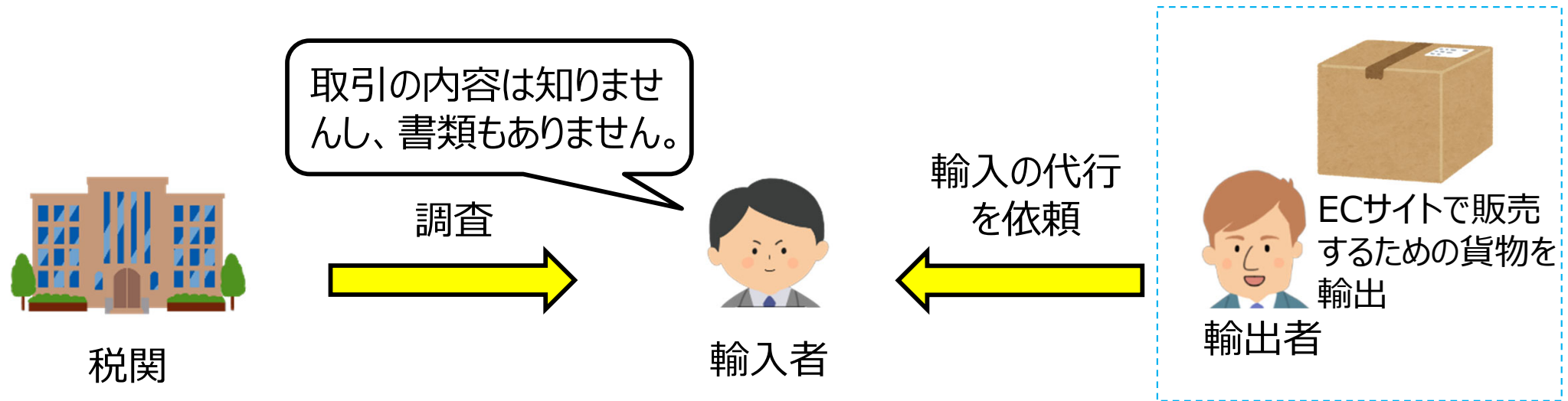
(注) 実際の事例に一部必要な加工を施したもの。画像はイメージ。

事例 2 取引の詳細を把握していない者による輸入

本邦の輸入者は、海外の輸出者からFS利用貨物である電気機器を輸入。

インボイスとして添付されている書類の真正性への疑いから、税関が輸入者に対して事後調査を実施したところ、輸入者は取引の詳細を把握しておらず、輸出者が本邦のECサイトで販売するための貨物について、輸出者から依頼されて輸入の代行を請け負っていたことが判明した。

(注) 実際の事例に一部必要な加工を施したもの。



事例 3 非居住者によるなりすまし

本邦に所在する者を輸入者とする海外からの化粧用雑貨の輸入があった。

低価申告の疑いがあったことから、税関が輸入者に対して事後調査を実施したところ、輸入者と輸出者は知人関係にあることが判明したものの、輸入者は自身が輸入者となっていることを認識していなかった。

輸出者は、知人に輸入実績があることを知っていて、その知人の名義を勝手に使用して（なりすまし）、輸入していた可能性がある。

(注) 実際の事例に一部必要な加工を施したものの。



税関

私が輸入したものではありません。

調査



輸入者

なりすまし？



輸出者

事例 4 税関事務管理人制度が適切に機能しない事例

海外の輸入者は、税関事務管理人を選任したうえ、FS利用貨物であるガラス製品について輸入申告を行った。

税関の審査において低価申告の事実が判明し、加算税が発生するため税関事務管理人に連絡を取ろうとしたものの、連絡が取れない状態であった。

(注) 実際の事例に一部必要な加工を施したものの。



海外の輸入者は、税関事務管理人を選任したうえ、家電を本邦に輸入した。輸入者に対して事後調査を実施するにあたり、税関事務管理人を介して連絡したが、輸入者の連絡先が変わっており、以降の調査を進めることができなかった。

(注) 実際の事例に一部必要な加工を施したものの。

